みんなで支える 介護保険

問合せ　高齢者支援課☎32－1175

本人および世帯員の平成１７年中の所得に対する本年度の市町村民税課税状況が６月に確定したのに伴い、６５歳以上の人の平成１８年度介護保険料（年額）が確定しました。

なお平成１８年度本徴収の納付書・通知書は、８月中旬に発送いたします。

※**特別徴収（年金天引き）、普通徴収（口座振替）**…通知書（ハガキ）

普通徴収（納付書納付）…納付書（封筒）

◆◆　１８年度介護保険料の年額を確認してみましょう。　◆◆

※保険料年額は、１００円未満の端数は５０円以上切り上げ、５０円未満切り捨てです。

スタート

生活保護を受けていますか？
または、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税ですか？（４月１日の状況）

はい → 第１段階　２６，４００円…基準額年額×０．５

いいえ

世帯全員が市町村民税非課税ですか？

はい → 合計所得金額と課税年金収入額の合計が８０万円以下ですか？

はい → 第２段階　２６，４００円…基準額年額×０．５

いいえ → 第３段階　３９，５００円…基準額年額×０．７５

いいえ

本人は市町村民税非課税ですが世帯内に課税の人がいますか？

はい → 第４段階　５２，７００円…【基準額年額】

いいえ

本人が市町村民税課税で、合計所得金額が２００万円未満ですか？

はい → 第５段階　６５，９００円…基準額年額×１．２５

いいえ → 第６段階　７９，１００円…基準額年額×１．５

◆◆　６５歳以上の人の介護保険料の納め方　◆◆

介護保険料の納め方には、年金から天引きで納付する特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

◆４月１日現在で、すでに６５歳以上であり、老齢（退職）年金を受給している（１０月から遺族年金や障害年金も年金天引きの対象となります）。

- 年額１８万円以上（月額１万５千円以上）→ **特別徴収（年金天引き）** ※初回開始月は１０月から
- 年額１８万円未満（月額１万５千円未満）→ **普通徴収（納付書か口座振替で納付）**

★老齢福祉年金のみ受給。
★年金を受給していない。
→ **普通徴収（納付書か口座振替で納付）**

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に「普通徴収」となる場合があります。対象となる人は、年度途中で

- ▶６５歳になる人
- ▶他の市町村から転入した人
- ▶年金の受給が始まった人
- ▶年金が支給停止となる人（現況届未提出など）
- ▶保険料額が更正された人

⇒ 翌年度の４月から年金天引きが始まります（たとえば、平成１８年８月で６５歳になる人は、平成１９年４月から年金天引きになります）。

◆◆ 介護保険料の納期 ◆◆

介護保険料は、前年中の所得に対する市町村民税の課税・非課税の別や合計所得金額などで、所得段階区分別保険料を決めますが、所得が確定するまでは前年度の所得段階区分を参考にして本年度の所得段階区分に当てはめ、仮の保険料として算定されます。

なお介護保険料の納期月は特別徴収（年金天引き）の場合は年金支給月（偶数月）で、普通徴収（納入通知書や口座振替）の場合は毎月納期となります。

《特別徴収の人の場合》

◆４月から８月は仮徴収…特別徴収の場合、仮徴収の金額は平成１７年度の最後の納期分、つまり平成１８年２月納期分の金額と同じです（一部例外有）。

◆１０月以降は本徴収…平成１７年分の所得・市町村民税課税状況などをもとに算出した年間保険料から、仮徴収された分を差し引いた額を１０月納期分から２月納期分までに納めます。

$$\text{１０月からの各期保険料額} = \frac{\text{確定した平成１８年度保険料年額－仮徴収合計額}}{\text{３期（１０・１２・２月期）}}$$

《普通徴収の人の場合》

◆４月から７月は仮徴収…平成１７年分の所得や市町村民税課税状況が確定していないので、平成１７年度の所得段階区分を平成１８年度の所得段階区分に当てはめて、仮の年額を算出します。その算出した仮の年額の１２分の１相当額（１カ月分）をそれぞれ４月から７月納期の介護保険料とします。

◆８月以降は本徴収…平成１８年度の介護保険料年額が８月に確定します。確定した年額から、仮徴収された分を差し引いた額を８月納期分から３月納期分までにほぼ均等に割り振ります。（端数は８月納期につきます）

$$\text{８月からの各期保険料額} = \frac{\text{確定した平成１８年度保険料年額－仮徴収合計額}}{\text{８期（８月期～３月期）}}$$

◆◆ 本徴収から、平成１８年度から適用された税制改正が影響します。 ◆◆

平成１８年度から適用された税制改正に伴い、今まで市町村民税非課税だった人が課税されることになる場合があります。なお、一部の人で、税制改正に伴い所得段階が大幅に上昇となるため、その場合の経過措置として平成１８年度から２０年度にかけて段階的に保険料を上げていく措置（激変緩和措置）がとられます。

対　象　▶前年の合計所得金額が１２５万円以下の人
▶平成１７年１月１日現在において６５歳以上の人

第３段階から第５段階へ移行した人の例

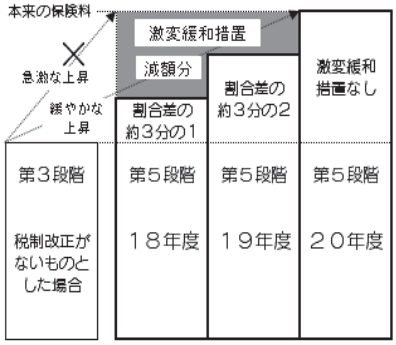

※平成１８年度および１９年度において、税制改正がなかったものとした所得段階区分と実際の所得段階区分に大幅な差がある場合のみ、その年度に応じた緩和措置がとられます。

◆◆ 介護保険料を滞納していると… ◆◆

介護保険料の滞納が一定期間続いた場合、次の保険給付が制限されることになります。

▶１年以上滞納…介護サービスを利用した場合、１割負担ではなく、介護サービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。

▶1年6カ月以上滞納…一時的に給付の一部または全額が差し止められます（差し止めた給付分から滞納保険料を控除することがあります）。

▶２年以上滞納…サービスを利用するときに、未納期間に応じて自己負担が１割から３割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。